（認可の申請）

第六十三条　法第三十三条第二項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、次に掲げる事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　事業主の団体又はその連合団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、当該事業主の団体又はその連合団体の設立年月日、事業の開始年月日及び事務職員の数

二　事業主の団体又はその連合団体が処理しようとする労働保険事務の内容

三　事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主の事業場の所在する区域及び当該事業主の数

四　事業主の団体又はその連合団体に労働保険事務を委託する事業主の見込数及びそのうち当該事業主の団体又はその連合団体を構成する事業主以外の事業主の見込数並びにその成立している保険関係ごとの内訳

2　（略）

（委託等の届出）

第六十四条　労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　労働保険事務の処理を委託した事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　労働保険事務の処理を委託した事業主が行う事業の名称、当該事業の概要、当該事業の種類及び当該事業に係る労働者数

三　労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

四　労働保険事務組合が処理を委託された労働保険事務の内容

五　労働保険事務の処理を委託された年月日

2　労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

二　労働保険事務の処理の委託を解除した事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三　労働保険事務の処理の委託を解除した事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所

四　労働保険事務の処理の委託を解除された年月日

五　労働保険事務の処理の委託を解除された理由

（帳簿の備付け）

第六十八条　法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

一　労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿

イ　当該事業主の事業が五人未満委託事業（労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）第二条第一項第六号に規定する五人未満委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）、五人以上十五人以下委託事業（同項第七号に規定する五人以上十五人以下委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかの別

（認可の申請）

第六十三条　法第三十三条第二項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、労働保険事務組合認可申請書（様式第十六号）をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2　（略）

（委託等の届出）

第六十四条　労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があつたときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届（様式第一号）を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の規定は、労働保険事務の処理の委託の解除について準用する。この場合において、同項中「労働保険事務等処理委託届（様式第一号）」とあるのは、「労働保険事務等処理委託解除届（様式第十七号）」と読み替えるものとする。

（帳簿の備付け）

第六十八条　法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

一　労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第十八号）